

南三陸町議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南三陸町議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、大津波等の大災害により、南三陸町災害対策本部（以下「町本部」という。）が設置された場合は、これと連携するため、議会内に災害対策会議を設置する。

(組織)

第3条 災害対策会議は、南三陸町議会議員をもって構成する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故ある時は、その職務を代理する。

4 議長及び副議長が共に事故ある時は別表第1の順位に従い、それぞれの職務を代理する。

(部会)

第4条 災害対策会議に、別表2に掲げる部会を置く。

(所掌事務)

第5条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 議員の安否確認を行うこと。

(2) 議員からの災害情報を収集・整理し、町本部に提供すること。

(3) 町本部から災害情報を収集し、議員に情報提供すること。

(4) 町本部に対し、要望及び提言を行うこと。

(5) 国、県、関係機関等に対し、必要に応じて要望活動を行うこと。

(6) その他、議長が必要と認める事項に関すること。

(行動マニュアル)

第6条 災害対策会議は、別に定める南三陸町議会災害対策行動マニュアルに従って所掌事務を遂行する。

(事務局)

第7条 災害対策会議の庶務は、議会事務局がこれを担う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3関係）

順位	議長の所掌事務を代理する者	副議長の所掌事務を代理する者
第1位	副議長	議会運営委員会委員長
第2位	議会運営委員会委員長	総務常任委員会委員長
第3位	総務常任委員会委員長	産業建設委員会委員長
第4位	産業建設委員会委員長	民生教育委員会委員長
第5位	民生教育委員会委員長	年長の議員

別表第2（第4関係）

部会	部会長	副部会長	部会員	所掌事務
総務部会	総務常任委員会委員長	総務常任委員会副委員長	総務常任委員会委員	総務委員会の所管に関すること。
産業建設部会	産業建設委員会委員長	産業建設委員会副委員長	産業建設委員会委員	産業建設委員会の所管に関すること。
民生教育部会	民生教育委員会委員長	民生教育委員会副委員長	民生教育委員会委員	民生教育委員会の所管に関すること。

南三陸町議会災害対応指針

1 背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、南三陸町は壊滅的な被害を被った。

議会においても議員1名が犠牲となり、町役場庁舎及び庁舎内にあった議場も全壊した。南三陸町は、津波常襲地帯に位置しており、近年では、明治29年の明治三陸大津波、昭和8年の昭和三陸大津波、そして、昭和35年のチリ地震津波と甚大な被害を被ってきたが、町当局と同様に、東日本大震災規模の大津波被害に至ることは想定しておらず、これまで、議会として大災害への対応策を講じてこなかった。

結果として、初動における有効な議会活動を担うことができなかつたとの反省に立ち、大規模災害発生時における議会の災害対応指針として示すものである。

2 目的

東日本大震災における体験を踏まえ、今後も発生が予想される大津波等の災害において、議会として、被災住民の救援と災害復旧等の非常事態に即応した役割を果たすため、南三陸町災害対策本部（以下「町本部」という。）と連携するとともに、議会の危機管理体制を整えることを目的とする。

3 基本姿勢

- (1) 町当局が災害対応に全力で専念し、災害対応の諸活動が円滑かつ迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行う。
- (2) 国、県、関係機関等に適宜、適切な要望活動等を行い、町の復旧、復興の取り組みを支える。
- (3) 上記の推進に当たっては、広域的視点に立ち、関係自治体の議会と積極的な連携を図る。
- (4) 大規模災害時には、議員、職員、庁舎自体の被災も想定されることから、状況に応じた柔軟かつ的確な対応を行う。

4 基本方針

- (1) 議長は、町本部が設置されたときは、直ちに南三陸町議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、副議長と共に議会の災害対応に関する事務を統括する。
- (2) 議長、副議長及び事務局長は、町本部の会議に出席し、相互の情報交換及び情報共有を行い、町民の安全確保を図るとともに、議員に対し、収集した災害情報を提供する。
- (3) 災害の初期においては、町当局ができる限り災害対応に専念できるよう、議員

からの町当局への要望等は、緊急の場合を除き、災害対策会議を窓口として行う。
(4) 議長は、必要に応じて災害対策会議に部会を置くことができる。

5 具体的対応

本指針の基本的考えは、「南三陸町議会災害対策会議設置要綱」に定めるとともに、具体的対策及び行動は、「南三陸町議会災害対策行動マニュアル」を定めて、運用することとする。

なお、本指針は緊急時・非常時の対応から平常時に移行するまでの間を想定したものであり、必要に応じて全員協議会を開催するとともに、特別委員会の設置及び調査活動につなげるためのものである。

また、災害はいつ発生するか予測できないことから、多様な条件を想定した本指針に基づく訓練を毎年実施するものとする。

南三陸町議会災害対策行動マニュアル

1 趣旨

本行動マニュアルは、南三陸町議会災害対策会議設置要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、次の期間に応じた、災害対策会議事務実施事項について定めるものである。

- (1) 初動期：災害発生日及び翌日
- (2) 中期：初動機を経過した翌日以降、発生日から起算して7日までの期間
- (3) 後期：発生日から起算して8日目以降の期間

2 行動原則

議員は、南三陸町において震度6弱以上の地震が観測された場合、あるいは風水害等による大規模な被災の発生が確認された場合は、議員各自が被災現場、テレビ、ラジオ等の情報により状況を判断し、議会に連絡をして、災害対策会議の設置状況を確認するとともに、自身の安否、被害状況を報告する。

この場合、自身の安全確保を第一とし、災害対策会議が設置された場合には、本行動マニュアルに基づき行動するものとする。

3 行動基準

(1) 初動期

初動期においては、災害対策会議を設置するとともに、議員の安否を確認し、連絡体制を構築する。

- ① 各議員は、議会事務局と連絡を取り、安否状況、連絡先、被害状況を報告する。連絡のない議員に対しては、議会事務局から安否及び連絡先の確認を行う。
- ② 議長（議長に事故ある時は、その所掌事務を代理する者）は、議会事務局と連絡を取り合い、南三陸町災害対策本部（以下「町本部」という。）の設置を確認したときは、議会内に災害対策会議を設置する。
- ③ 議長、副議長及び議会事務局長は、速やかに議会に参集する。
- ④ 議長は、災害対策会議の設置状況を議員に連絡をする。
- ⑤ 議員は、自身の安全を確保したうえで、居住地等において救援、救護活動を行うとともに、情報収集に努める。
- ⑥ 議長、副議長、事務局長は、町本部の会議に出席し、災害対策会議からの要請等を報告するとともに、情報収集に努め、災害対策会議への情報提供を行う。この場合、議会事務局職員は、議長の命を受けて事務に従事する。
- ⑦ 災害対策会議は、役場庁舎内に置く。ただし、役場庁舎が使用できない場合は、議長が別に定める。